

垂水市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年3月31日時点)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
22年度	人 17,409	千円 9,403,672	千円 337,591	千円 2,001,949	% 21.3	% 25.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

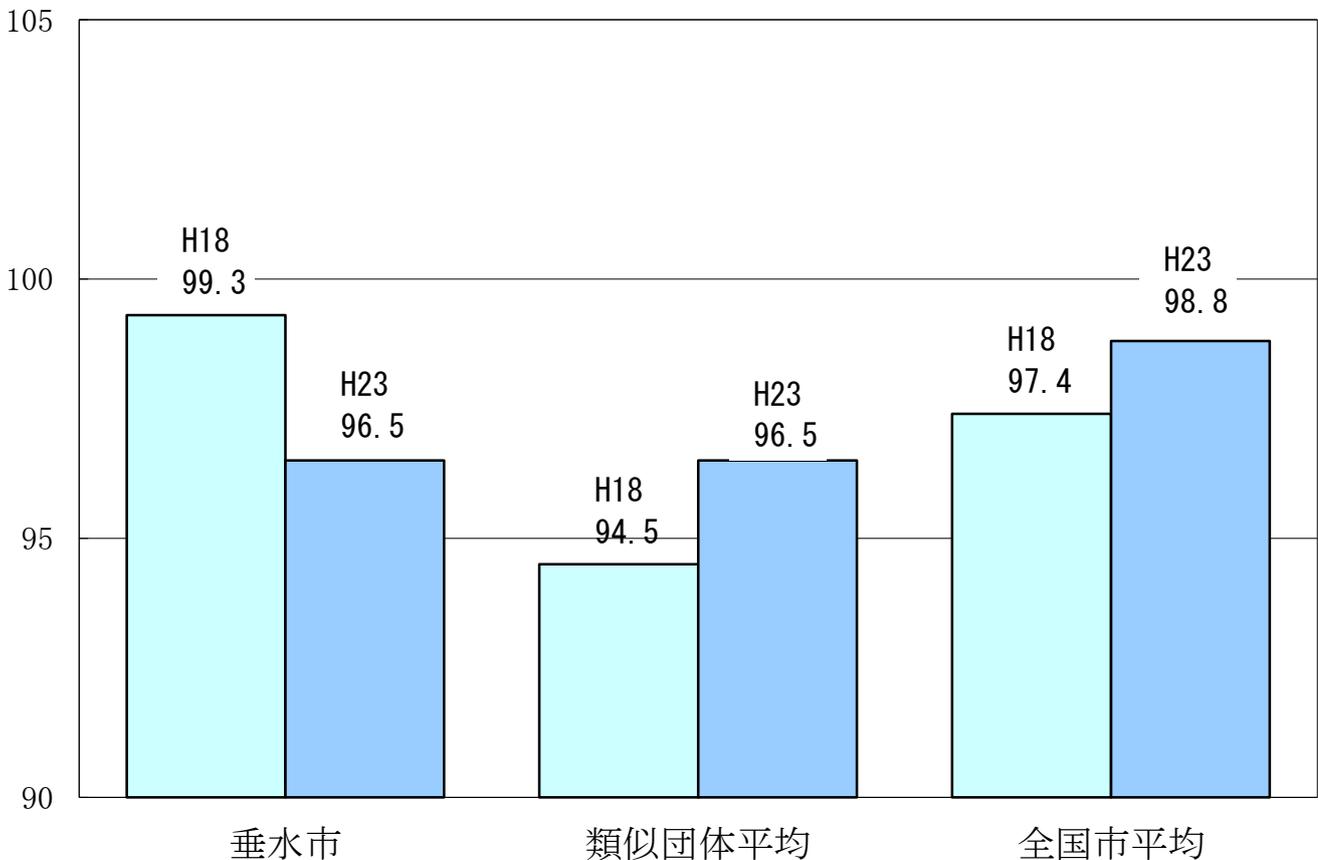
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 219	千円 874,635	千円 107,195	千円 335,147	千円 1,316,977	千円 6,014	千円 5,730

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

財政状況を考慮して独自減額を実施しています。（平成23年4月1日から平成23年9月30日）

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

※本市では、人口が15万人未満のため人事委員会を設置していないため記載していません。
(給与改定については国と同様です。)

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
—	円	円	円 (— %)	%	%	% △ 0.23

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
—	月	月	月	月	月	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況 (平成23年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

垂水市では平成23年度は独自に給与減額(4月から9月末まで)を実施しています。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (23年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
垂水市	44.1 歳	330,591 円	361,414 円	354,136 円
鹿児島県	44.4 歳	330,565 円	407,023 円	366,420 円
国	42.3 歳	327,205 円	—	397,723 円
類似団体	43.3 歳	327,151 円	380,711 円	351,610 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均 給料月額	平均給与月額 (A) (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
垂水市	52.8歳	18人	349,144円	376,562円	367,116円	—	—	—
鹿児島県	48.9歳	484人	333,732円	391,564円	367,824円	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—
類似団体	49.0歳	26人	301,260円	324,367円	312,448円	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
垂水市	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
- 3 本市においては、技能労務職員の各職種毎の職員数が少なく、個人が特定されるおそれがあるため、民間との比較欄については記載致しません。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分	垂 水 市	鹿 児 島 県	国	
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	168,756 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	137,298 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	161,600 円	143,766 円	— 円
	中 学 卒	140,100 円	126,616 円	— 円

※ 県の数値は、独自減額後をの状況を記載しています。

※ 本市では初級試験のみを実施しているため、数値は初級試験採用者の場合のものです。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（23年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大 学 卒	251,995 円	306,116 円	341,080 円
	高 校 卒	— 円	272,279 円	313,970 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

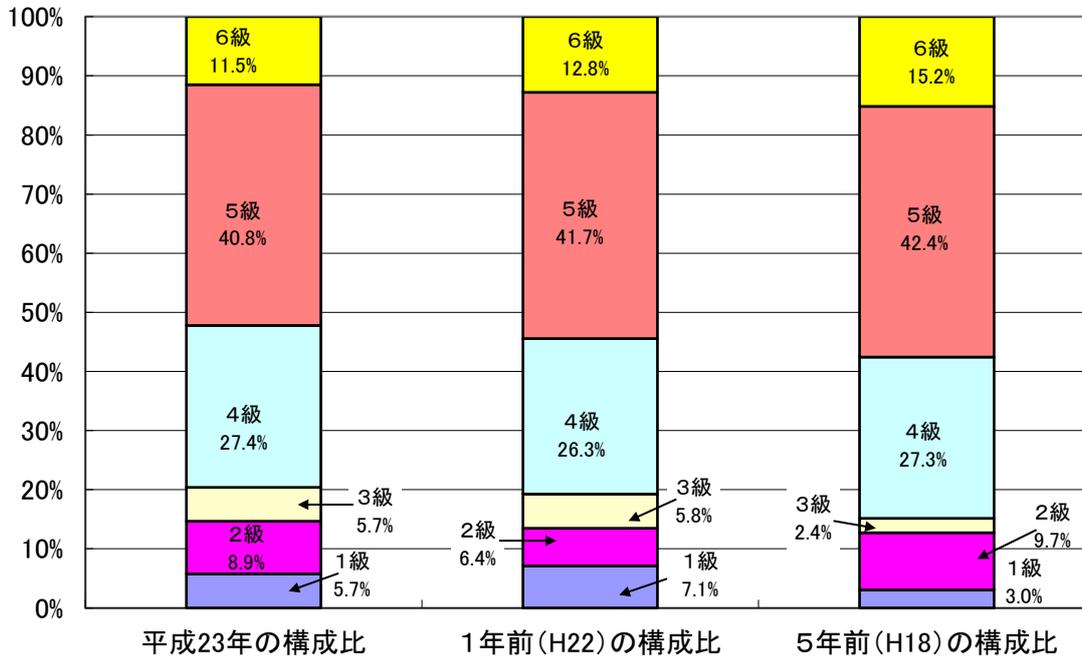
- (注) 在職者に標記区分の対象者が少ない場合は直近の在職者で記載、直近の在職者もない区分は「—」と表示
技能労務職については経験年数対象者がいないため記載していません。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	特に重要な業務を所掌する課長の職務	人	%
6 級	課長、議会事務局長 又は各委員会の事務局の長の職務 参事の職務	18	11.5
5 級	課長補佐、次長、主幹又は技幹の職務 係長、副主幹又は副技幹の職務	64	40.8
4 級	主査又は技術主査の職務	43	27.4
3 級	主任主事又は主任技師の職務	9	5.7
2 級	高度の知識又は経験を必要とする 主事又は技師の職務	14	8.9
1 級	主事又は技師の職務 主事補又は技師補の職務	9	5.7

- (注) 1 垂水市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

本市においては、昇給への勤務成績の反映は実施していません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

垂水市	鹿児島県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,510千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,539千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.45月分 (1.35)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

本市においては、勤勉手当への勤務実績の反映は実施していません。

(2) 退職手当(23年4月1日現在)

垂水市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
- 千円 26,188 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された額の平均額である。

(3) 地域手当 ※ 本市においては、支給対象及び支給実績はありません。

(23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		-		千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
-	%	人	-	%
	%	人		%
	%	人		%

(4) 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		1,590 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		25,232 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)		26.0 %	
手当の種類 (手当数)		13 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収調査等事務手当	徴収及び調査等事務に従事する職員	1日4時間以上庁外において、市税等の徴収、納税督促調査検査事務又はその補助事務	1日につき 100円
		1日4時間以上庁外において、差押処分(動産)事務又はその補助事務	1日につき 200円
		1日4時間以上庁外において、差押物件の引揚事務又はその補助事務	1日につき 200円
防疫手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域において、感染症の患者(患畜を含む。以下同じ。)若しくは感染症の疑いのある患者の救護作業又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	1日につき 150円
社会福祉手当	社会福祉事業に従事する職員	生活保護法の規定による現業を行う職員、査察指導を行う職員及び医療扶助業務を担当する職員	1月につき 3,500円 10日以上15日未満 1,600円 6日以上10日未満 1,100円
保健指導手当	保健指導業務に従事する職員	老人保健法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は結核予防法の規定による在宅の訪問指導等	1日につき 150円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務に従事する職員	行旅病人の保護、移送	1日につき 300円
		行旅死亡人の収容	1日につき 1,000円
清掃作業手当	清掃業務に従事する職員	環境センター及びと畜場において、汚泥、汚物又は異物の除去作業等 河川、山中等に不法投棄されたごみの回収処理作業	1日につき 200円
へい死動物処理及び動物等捕獲・駆除作業手当	へい死動物処理及び動物等捕獲・駆除作業に従事する職員	犬猫等のへい死小動物の処理作業、野犬又は野猿及び逃走家畜等の捕獲作業及び蜂等忌避動物の駆除作業	1件につき 200円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事する職員	外勤して公共用地の取得に関する事業又はこれらの事業に関連する事業に必要な土地の取得のために行う交渉業務	1日につき 500円
夜間特殊業務手当	消防業務に従事する消防職員	交代制勤務を行っているものが、深夜(午後10時後翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる火災の防止等の業務	深夜の勤務時間が5時間を超えるとき 1回 470円 2時間以上5時間未満 1回 320円 2時間未満 1回 250円
救急業務手当		救急業務	1回につき 190円
国土調査手当	国土調査業務に従事する職員	国土調査のため現地踏査の業務	1日につき 300円
緊急業務手当	水道課職員(市長事務部局)	勤務時間外に、突発的の事故により招集を受け復旧工事等緊急工事に係る業務に従事したとき又は上司からこの業務のための市内待機を命ぜられたとき	1日につき 1,000円
徴収停水業務手当	水道課職員(市長事務部局)	職員が簡水条例第3条の規定によりその例によることとされた給水条例第35条に規定する給水の停止業務に従事したとき 職員が滞納料金の徴収業務に従事したとき	1日2時間以上の徴収業務 1日につき 100円 給水停止業務 1件につき 100円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	24,114 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	100 千円
支給実績（21年度決算）	17,985 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	72 千円

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外 6,500円 ※満16～22歳の子1人につき 5,000円加算	同じ	—	44,435 千円	261,382 円
住居手当	①借家居住者 家賃12,000円以上の額に応じて 最高27,000円まで ②持家 H22年度末廃止	同じ	—	15,930 千円	199,128 円
通勤手当	①電車・バス等を利用する場合 定期代55,000円まで全額支給 ②自家用車等を利用する場合 通勤距離2km以上の距離に応じて 3,200～18,400円	異なる	①同じ ②2,000 ～24,500円	8,751 千円	91,160 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 H19.4.1より定額化 * 臨時的な措置として定額に100分 の70を乗じて得た額を支給	同じ	—	8,584 千円	408,800 円
休日勤務手当	休日等に勤務を命ぜられた職員及び休日に当然勤務することになっている交替制、現場勤務等の職員に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額	同じ	—	10,752 千円	290,604 円
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給 勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額	同じ	—	1,198 千円	33,291 円

6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給 料	市 区 町 村 長	585,000 円 (780,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,010,000 円 / 389,500 円
	副 市 長	565,250 円 (595,000 円)	800,000 円 / 510,000 円
報 酬	議 長	366,000 円 (- 円)	495,000 円 / 274,000 円
	副 議 長	283,000 円 (- 円)	440,000 円 / 234,000 円
	議 員	261,000 円 (- 円)	400,000 円 / 220,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 長	(22年度支給割合) 2.95	月分
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合) 2.95	月分
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 78万円×40/100×在職月数	(1期の手当額) 1,497万円 (支給時期) 任期毎
	副 市 長	59万5千円×30/100×在職月数	856万円 任期毎
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

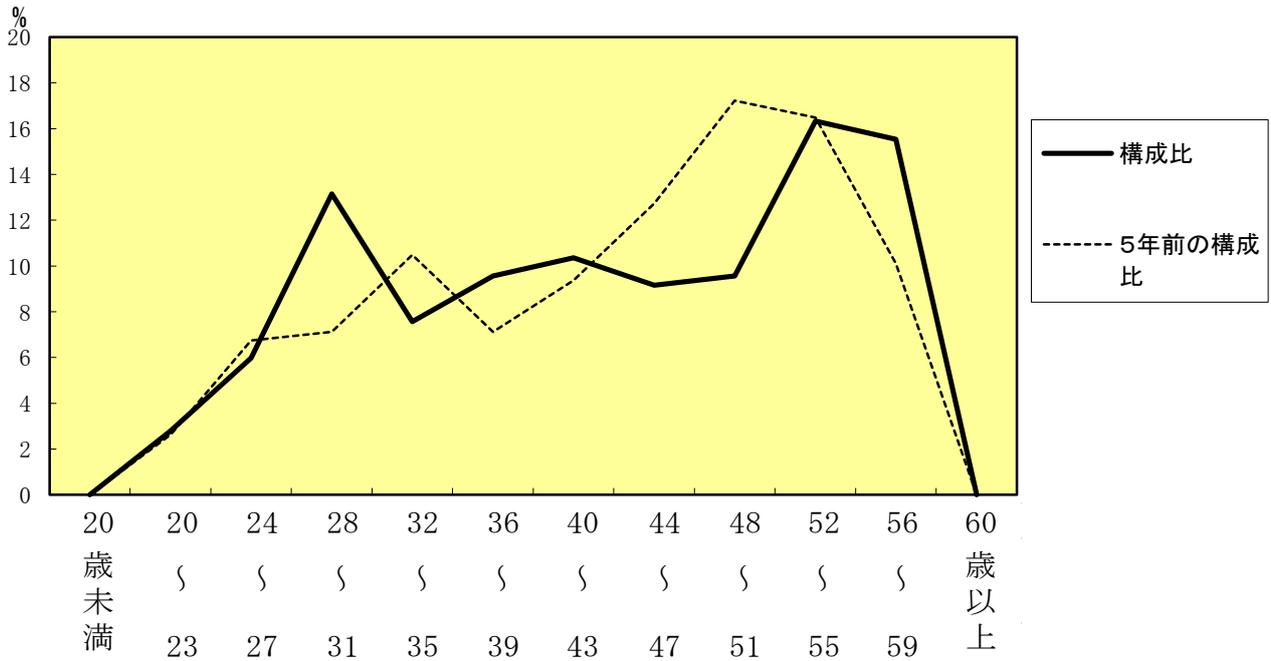
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4	0	
		総 務	50	49	△ 1	車両管理業務の見直しによる職員減
		税 務	13	14	1	税務業務の充実による職員増
		農 林 水 産	25	25	0	
		商 工	6	6	0	
		土 木	12	13	1	土木業務の充実による職員増
		民 生	13	13	0	
		衛 生	16	17	1	健康増進業務の充実による職員増
	計	139	141	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.78 人)	
	教育部門	39	38	△ 1	学校給食業務の見直しによる職員減	
消防部門	42	44	2	救急体制の見直しによる職員増		
小 計	220	223	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 128.09 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 96.87 人)		
公 営 会 企 業 部 等 門	水 道	8	8	0		
	下 水 道	0	0	0		
	そ の 他	21	21	0		
	小 計	29	29	0		
合 計		249	252	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.75 人	
		[296]	[296]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。 ※教育部門には教育長1名を含んでいます。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	15人	33人	19人	24人	26人	23人	24人	41人	39人	0人	251人

(3) 職員数の推移

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減率(率)
一般行政	156	152	154	149	139	141	▲ 15 (▲ 9.6%)
教育	45	41	39	39	39	38	▲ 7 (▲ 15.6%)
警察							()
消防	40	40	40	42	42	44	4 (0.1)
普通会計計	241	233	233	230	220	223	▲ 18 (▲ 7.5%)
公営企業等会計等	27	30	27	28	29	29	2 (0.1)
総合計	268	263	260	258	249	252	▲ 16 (▲ 6.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。 ※教育部門には教育長1名を含んでいます。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 236,940	千円 49,287	千円 39,941	% 16.9	% 16.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 6	千円 23,527	千円 2,408	千円 9,480	千円 35,415	千円 5,903	千円 6,443

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

財政状況を考慮して独自減額を実施しています。(平成23年4月1日から平成23年9月30日)

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (23年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
垂水市	45.8 歳	351,817 円	502,210 円
団体平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

垂水市 (企業職)	一 般 行 政 職
1人当たり平均支給額 (22年度) 1,567 千円	1人当たり平均支給額 (22年度) 1,510 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分 (-) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (23年4月1日現在)

垂水市 (企業職)	一 般 行 政 職
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
1人当たり平均支給額 千円	1人当たり平均支給額 26,188 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 ※ 本市においては、支給対象及び支給実績はありません。

(23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
-	- %	- 人	- %

エ 特殊勤務手当 (23年4月1日現在)

支給実績 (22年度決算)		80 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)		10,025 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)		75.00 %	
手当の種類 (手当数)		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
緊急業務手当	企業職員	勤務時間以外の時間に、水道業務に係る突発的事故により招集を受け、その復旧等緊急工事に係る業務に従事したとき又は上司からこの業務のための市内待機を命ぜられたとき	1日につき 1,000円
徴収停水業務手当	企業職員	滞納料金の徴収又は垂水市給水条例 (平成10年条例第6号) 第35条に規定する給水の停止業務	1日2時間以上の徴収業務 1日につき 100円 給水停止業務 1件につき 100円

オ 時間外勤務手当

支給実績 (22年度決算)	377 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)	63 千円
支給実績 (21年度決算)	498 千円
職員1人当たり平均支給年額 (21年度決算)	62 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外6,500円 ※満16~22歳の子1人につき5,000円加算	同じ	-	1,017 千円	257,625 円
住居手当	①借家居住者 家賃12,000円以上の額に応じて最高27,000円まで ②持家 H22年度で廃止	同じ	-	258 千円	85,933 円
通勤手当	①電車・バス等を利用する場合 定期代55,000円まで全額支給 ②自家用車等を利用する場合 通勤距離2km以上の距離に応じて3,200~18,400円	異なる	①同じ ②2,000~24,500円	38 千円	38,400 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 H19.4.1より定額化 *臨時的な措置として定額に100分の70を乗じて得た額を支給	同じ	-	429 千円	429,240 円

④定員管理の数値目標及び進捗状況

※ 6 (3) の①~③に含まれています。